

# 伊 勢 市 公 報

第 181 号  
平成 25 年 5 月 20 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	2
<b>告 示</b>	
○ 農業集落排水事業使用料の収納の事務の委託について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	10
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の 2 分の 1 の数について	12
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	13
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	14
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	16
○ 都市公園の供用開始について	17

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のよう  
に定める。

平成 25 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第8号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「財団法人三重県下水道公社」を「公益財団法人三重県下水道公社」に改める。

第3条第1項第4号イ中「禁<sup>こ</sup>錮」を「禁錮」に改める。

第5条第3項中「き損し」を「毀損し」に改める。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 53 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

常務取締役執行役員 事業本部長 小林 領司

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ココストアイースト
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社ココストアウエスト
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番1号	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社システムアイシー

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藤 本 隆 生

伊勢市小俣町宮前 230 番地

変更後 藤 本 昌 秀

伊勢市小俣町宮前 218 番地

伊勢市告示第 55 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	伊 藤 弘
	伊勢市川端町 91 番地
変更後	佐々木 則 行
	伊勢市川端町 70 番地

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 飯 島 義 光

伊勢市有滝町 2102 番地 46

変更後 掘 田 治 己

伊勢市有滝町 1053 番地 1



伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成25年5月2日

伊勢市教育委員会  
委員長 中居信明

記

- 1 日 時 平成25年5月14日（火）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第12号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について  
議案第13号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の  
委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

平成 25 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間  
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 25 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間  
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業  
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 25 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

1 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数	2,461 人
(参考) 農業委員会委員選挙人名簿登録者総数	4,922 人

伊勢市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 30 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 25 年 5 月 31 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 25 年 5 月 31 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 25 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間  
自 平成 25 年 5 月 1 日  
至 平成 25 年 5 月 31 日
  
- 2 伊勢市農業振興地域整備計画に関する変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市御園総合支所 1 階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御園町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課  
T E L 0596-22-0370  
F A X 0596-21-5605  
電子メール nourin@city.ise.mie.jp
  
- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

#### 4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に直接持参するか、郵送により申出してください。

伊勢市公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成25年5月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

3・4・22号 高向小俣線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課



伊勢市公告第 32 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 25 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m <sup>2</sup> )
高向西公園	御藪町高向字的場 2154 番地 1	2,846

供用開始の期日 平成 25 年 5 月 8 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間